

令和6年9月30日

盛岡市災害対策本部

本部長 盛岡市長 内 舘 茂 様

令和6年8月27日の大雨災害 に関する要望書

盛岡市議会災害対策会議

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸

令和6年8月27日の大雨災害に関する要望書

本年8月27日の大雨は、近年、全国各地で多発している線状降水帯の発生により、盛岡と薮川で1時間降水量の観測史上最大値を記録するなど、記録的な雨量となりました。

今回の大雨により、道路や農地等が損壊したほか、建物被害や孤立地域が発生するなど、市内各所で大きな被害が生じております。

現在、市当局におかれましては、被災者の支援及び被害を受けた地域の復旧に向けて、懸命に取り組まれているところでありますが、被災地域の日も早い復旧と、災害に強いまちの実現のため、次の事項について積極的な措置を講じられるよう要望します。

1 被災者支援

- (1) 災害復旧に係る財源について、国・県・市の財政負担を早急に算定し、速やかに復旧工事等を行うこと。また、国への財政支援等の要望活動を積極的に行うこと。
- (2) 被害のあった農地及び農業用施設（用排水路など）の早期復旧に全力をあげるとともに、現在の制度の対象とならない被害についても支援を行うなど、支援を拡充すること。

- (3) 被害のあった河川・道路の早期復旧及び恒久的な防災対策につながる河川改良に取り組むこと。また、国、県管理の道路、河川についても同様に取り組むよう国、県に要望すること。
- (4) 飲用水設備の復旧支援を行うこと。また、復旧までの間、生活に要する飲用水等を提供すること。
- (5) 民地の土砂崩れ及びその危険性のある箇所（地面にひび割れ等がある箇所）などについて、速やかに被害状況の確認を行い、円滑な復旧とともに支援の充実を図ること。
- (6) 被災者や被災地域の生活再建のため、訪問などによるプッシュ型支援を展開するなど迅速に対応するとともに、被災者に寄り添った伴走型支援を提供すること。
- (7) 被災者の状況や要望に応じて、仮設住宅の設置や宿泊施設の借り上げ等を迅速に行うとともに、安心して生活できるための必要な設備等を提供すること。また、今後、災害発生時に被災者に対し速やかに安心して生活できる住居が提供できるよう、民間団体や民間宿泊施設等との連携を更に進めること。
- (8) 孤立世帯に対し、道路橋梁等の復旧見通しを適時情報提供するとともに、ニーズの把握に努め必要な支援を行うこと。
- (9) 災害ボランティアの募集とともに、市職員が業務に支障のない範囲で、率先垂範して復旧支援等に当たること。

2 市民等への情報発信

- (1) SNS等で情報発信する場合は、例えばX（旧Twitter）では文字数制限などの制約があるので、市民に適切な情報を提供する観点から、情報を画像として添付したり文字数制限を増やす契約とするなどの対応を行うこと。また、災害発生時は、市長のアカウントを含めた市のSNSアカウントを一括で管理運営し、一人でも多くの市民に必要な情報が伝わるよう努めること。
- (2) SNSでの情報発信に加え、市域メディアであるラヂオもりおかを活用し、災害情報の発信強化を図ること。
- (3) 市ホームページの災害関連情報コーナーを、住所地を入力することで必要な情報を入手できる構成とすること。
- (4) 防災ラヂオや防災無線、緊急速報メールなどの受信範囲を検証し、すべての住民に的確かつ確実に情報が伝達される環境を整備すること。
- (5) 防災マップや災害用伝言サービスについて周知を図ること。
- (6) 市民からの情報収集体制の強化を図ること。
- (7) 避難行動を要することが想定される場合は、警戒レベルの周知について、緊急速報メールやテレビ、ラヂオ等のほか、各地域の消防団や市公用車等が直接地域を回ってアナウンスすること。また、避難所においては、避難者が必要な情報が得られるようにすること。

3 防災体制

- (1) 今回の災害における避難所の支援体制の検証を行うとともに、災害発生から避難所開設、避難者の支援まで、あらゆる災害（地震、水害、火災等）を想定した訓練を市において定期的に行い、福祉避難所を含めた避難所が円滑に開設できるよう体制強化を図ること。
- (2) 避難所従事職員の移動中の二次被害を防止するため、各避難所の近隣に居住している職員が従事職員となるように定めるなど、体制を整備すること。
- (3) 指定避難所の環境を点検し、不足している備蓄品等の整備・充実を図ること。（今回の避難所で高齢者を固い床に毛布を敷いて寝させるなど不適切な対応があった。）
- (4) 体育館等の広い避難所では照明の調整が難しいため、LEDランタン等を準備すること。
- (5) 避難所に指定されている小中学校体育館へのエアコン設置及びトイレ洋式化を推進するとともに、トイレ改修が完了するまでは簡易洋式便座等を準備すること。
- (6) 災害を未然に防止するため、急傾斜地のパトロールを早急に実施すること。
- (7) 災害時孤立化想定地域の解消に向け、避難道路の確保及び関係道路の改良を着実に進めること。
- (8) 内水氾濫対策として、雨水排水能力を高めるとともに、排

水路の樹木や土砂など障害物を除去すること。

- (9) 道路冠水対策として、道路側溝や集水枥などの詰まりを点検して土砂等を除去するなど、排水機能維持に取り組むこと。
また、日頃から町内会等と連携、協力して、堆積物の除去を徹底すること。
- (10) 米内川の氾濫被害を教訓として類似災害が発生する可能性を検証し、他の河川においても対策を講じること。
- (11) 今回の大雨災害など、全国で多発している線状降水帯による局地的な大雨や集中豪雨による被害の状況を踏まえ、盛岡市地域防災計画及び危機管理体制を抜本的に見直し、より実効性の高い計画とすること。また、「災害時の自主防災活動マニュアル」を検証し、再周知を図ること。
- (12) 今後に向け、災害マネジメントをしっかりとできる職員の育成に努めること。
- (13) 災害が発生した際に速やかに被災者の状況に応じた生活再建支援を実施できるよう、災害ケースマネジメントの体制整備を進めること。
- (14) 河川の水位や洪水・土砂災害の監視機能を強化するため、デジタル技術の活用や市民からの情報収集体制を強化するなど、リアルタイムな情報収集に努めること。
- (15) 災害発生時に、緊急性の高い人命救助や応急復旧が迅速に行えるよう、関連事業者に人員や建設重機などの確保につい

て円滑に依頼できるシステムを構築すること。

- (16) 災害発生時の電話対応が円滑に行われるよう、事前に災害時の対応を定めること。
- (17) 台風の上陸や線状降水帯の発生が予測される場合は、災害対応に係る職員体制の充実を図ること。また、岩手県風水害対策支援チームとの連携を密に行い、適切な情報提供に努めること。
- (18) 国、県と連携しながら、河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域治水対策の取り組みを推進すること。
- (19) 山村集落を流れる河川について、災害時の部分的な護岸工事だけではなく、河川全体の計画的な改修を進めること。また、個人がヒューム管などで橋をかけている事例があるが、増水時に道路に流され道路破損の原因になっていることから、設置の際の基準を設けるなど対策をとること。

4 その他

- (1) 橋脚に引っかかっている流木等を早急に除去すること。
- (2) 市道に堆積した汚泥等を速やかに処理・清掃すること。
- (3) 国、県が管理する河川の適切な浚渫の実施、中洲の撤去、
中洲や河川敷の樹木伐採及び築堤の整備について、関係機関
に要望すること。